



5 太税第 445 号  
令和 5 年 9 月 21 日

太宰府市税制審議会会長 様

太宰府市長 楠 田 大 蔵



太宰府市税制審議会規則第 2 条の規定により、歴史と文化の環境税に関し、次の事項について諮問します。

#### 諮問事項

太宰府市歴史と文化の環境税条例附則第 2 項の適用期間に関して、太宰府市歴史と文化の環境税条例施行後における条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、同税がとるべき必要な措置について